

第

4485
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 5月17日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 他人の建物に付けた内部造作

Q：賃借したテナントに内部造作を行いました。この内部造作の減価償却は、どのようにするのですか？

A：建物附属設備に該当する場合を除き、建物として減価償却を行うこととなります。

【解説】

ご質問のように、他人の建物に内部造作をした場合には、その内部造作が建物附属設備に該当する場合を除き、建物として減価償却を行うことになっています。

法人税法では、減価償却資産は限定列举されていますので、他人の建物について行った内部造作についても、そのいずれかに分類しなければなりません。内部造作については、明確な規定はありませんが、自己の建物について行った内部造作についてはその建物の耐用年数を適用するという規定がありますので、他人の建物について行った内部造作についても、それに準じて、建物附属設備に該当するものを除き、建物に含めると解するのが相当と考えられます。

したがって、他人の建物について行った内部造作のうち建物附属設備に該当しないものについては、建物として定額法（平成19年4月1日以後に取得したもの）により減価償却を行うこととなります。

